

香川県教育委員会 1 月定例会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 1 月 1 6 日 (木)
開 会 午前 1 0 時 3 0 分
閉 会 午前 1 1 時 1 7 分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	淀 谷 圭 三 郎
委 員	藤 澤 茜
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博
委 員	鳥 取 美 穂
委 員	持 田 め ぐ み

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長(兼)新県立体育館整備推進総室長	海 津 洋
教育次長(兼)政策調整監	塩 田 広 宣
教育次長	吉 田 智
総務課長	近 藤 高 弘
義務教育課長	荻 原 絢 嗣
高校教育課長	長 林 真 司
特別支援教育課長	笠 井 幸 博
保健体育課長	渡 邊 浩 司
生涯学習・文化財課長	佐々木 隆 司
政策主幹(兼)総務課副課長	宮 西 正 博
総務課長補佐	三 好 智 久
高校教育課長補佐兼主任管理主事	三 笠 善 宣
高校教育課長補佐兼主任指導主事	佐 伯 卓 哉
保健体育課長補佐兼主任体育主事	荒 井 憲 司
特別支援教育課副主幹(兼)主任指導主事	谷 口 公 彦
総務課主任	田 中 一 成
高校教育課主任	西 野 慎 吾
総務課主任主事	土 居 拓 海

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

12月19日に開催した定例会の会議録署名委員の持田委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、第3号は、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあること」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」にそれぞれ該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議 案

○議案第1号 香川県教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正について

総務課長から、香川県教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正について、個人情報の保護に関する法律施行令の一部が改正されたことにより、開示請求における本人確認書類に関する規定から「健康保健被保険者証」が削除されたことに伴い所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について

高校教育課長から、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について、フレックスタイム制度及び小学校就学の始期から小学校3年生までの子を養育するための子育て部分休暇が新設されたことに伴い所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜蓮井委員＞子育て部分休暇制度とあるが、育児部分休業もある。「休暇」と「休業」の使い分けをしているということか。

＜高校教育課長＞そういった使い分けをしている。

＜教育長＞何が違うのか。

＜高校教育課長＞制度の取扱いとしては同じ形になるが、条例に合わせて「休暇」という記載にしているところである。取扱いとしてはいずれも育児のための休みであり、育児部分休業と子育て部分休暇で何かが違うということはない。

＜蓮井委員＞変わらないのであれば、条例に合わせているので仕方がないということか。同じであれば、できるだけ同じ表記にしたほうが分かりやすいと思うが、この件に関しては案のとおりで結構である。

＜持田委員＞最近では育児について「休業」を使う傾向があり、例えば、産前産後休暇について、厚労省では「（産前産後）休業」を使っていると思う。一般企業では「休暇」という言葉に関して、マイナスイメージを持たれている方が一定数いるので、そのまま「休業」を継続利用されてもいいのではないかと思う。

＜教育長＞法規審査をしているので、この使い方は意味があると思う。

＜塩田次長＞いわゆる「休業」については、地方公務員法で限定列举されている。具体的に申し上げますと、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び大学院修学休業。育児休業に関しては、個別の根拠法として、民間企業の育児休業に関する法令、国家公務員の育児休業に関する法令と同じく、地方公務員にも育児休業に関する法令があり、地方公務員については、3歳までは育児休業でき、3歳以降は小学校就学前まで部分休業できるとされており、今回の子育て部分休暇は、県の条例の中でこの部分休業を小学校3年生まで拡大しようとするもので、人事委員会により、ワークライフバランスの充実という観点での報告を受けて対応するものである。参考までに、全国的には、小学校6年生ぐらいまで子育て休暇制度を設け、部分休業を拡大しているところもあるが、本県では3年生までに限定したところ。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 教職員の退職手当の支給制限処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和7年3月香川県公立高等学校卒業予定者の就職内定状況について

高校教育課長から、令和7年3月の香川県公立高等学校及び県立特別支援学校の卒業予定者の就職内定状況について説明。

【質疑・意見交換】

＜藤澤委員＞通信制の就職内定率は出ていないのか。

＜高校教育課長＞委員御質問の通信制課程単独の数字は掴めていない。

今回の１２月末の資料については途中経過ということで、学校側進路指導部とジョブサポートティーチャー等が相談しながら、未内定者についてはしっかりとサポートを行っている状況である。

＜教育長＞今後はどうするのか。公立私立就職内定率とあるが、全体では通信制の割合が増えている状況からすると、県内の高校３年生の進路就職希望者の状況について、データの掴み方はどうするのか。

＜高校教育課長＞情報を提供いただいているのが香川労働局からであり、通信制課程単独での情報提供が可能か、引き続き関係機関と相談していきたい。

＜教育長＞県教育委員会として、就職内定率を把握する趣旨とは。

＜吉田次長＞進路状況を把握して、次の指導に生かしていくもの。ただ、就職については、今まで通信制という概念があまりなく、ここまで来ている。労働局や労働政策課と相談しながら、今後、変えていかないといけないと思う。

＜佐伯課長補佐＞通信制の把握については少し問題があり、県内在住の高校生でも所属する学校が県外にあるケースは、把握が難しい。ただ、県内の公立高校においては把握できるため、報告していきたい。

＜教育長＞就職内定率を把握する趣旨を再定義したほうがいいかもしれない。

○その他事項２ 第７７回香川丸亀国際ハーフマラソン大会について

保健体育課長から、第７７回香川丸亀国際ハーフマラソン大会の参加申込状況、主な招待選手等について説明。

【質疑・意見交換】

＜木下委員＞招待選手には諸経費が支給されるのか。

＜保健体育課長＞旅費、参加費を支給している。

＜木下委員＞（世界新記録が出れば）賞金が１，０００万円なので、大きなモチベーションになる。

＜教育長＞賞金は何重にも貰えるのか。

＜保健体育課長＞世界新記録は１，０００万円であるが、それ以外の場合はすべて合算されることになる。例えば、学生が日本新記録と大会新記録を出すと、９００万円となる。

＜木下委員＞万が一、学生が世界新記録を出すとどうなるのか。

＜保健体育課長＞１，０００万円になる。

＜蓮井委員＞香川丸亀国際ハーフマラソン大会に、学生ハーフマラソン選手権大会も併催とあるが、同じコースを走るのか。

＜保健体育課長＞全く同じコースで同時に走る。

＜蓮井委員＞区別できるのか。

＜保健体育課長＞（ゼッケンの）ナンバーと色が変わる。これまでは、東京都の立川で開催されていたが、コースが平坦・単調でなかなか記録も出にくいとのことで、日本学生陸上競技連合から、丸亀は良い記録が出やすいとのことで、ぜひ一緒にやりたいと要望があり、今回併催することとなった。参加資格として、学生ハーフマラソン選手権大会は、記録の上位３００名が出られる。そこに満たない選手は、香川丸亀国際ハーフマラソンに一般選手として参加する。

＜蓮井委員＞そうすると、実際は１０，０００人に学生がさらに追加されるのか。

＜保健体育課長＞すでに含まれている。

＜蓮井委員＞（併催は）今年限りか。

＜保健体育課長＞恐らく続くと思われる。

＜蓮井委員＞丸亀が盛り上がり、よい。

＜保健体育課長＞箱根で注目されている選手もほぼ出場している。

○その他事項３ 第７９回国民スポーツ大会冬季大会について

保健体育課長から、第７９回国民スポーツ大会冬季大会及び香川県選手団について説明。

【質疑・意見交換】 無し